

## 中国ビジネス・ローの最新実務Q & A

### 第65回 フランチャイズビジネス(3) ～監督管理等～

黒田法律事務所  
萱野純子、藤田大樹

中国におけるフランチャイズビジネスの法的側面をテーマとして、前々稿ではフランチャイズを経営する会社の設立手続を中心に、前稿ではフランチャイズ契約を中心に検討してきた。本稿では、同テーマの最終回として、中国のフランチャイズビジネスに特徴的である監督管理的側面を中心に検討することとしたい。

#### 一 サブフランチャイズ契約とマルチ商法の禁止

Q1: 日本企業A社が中国に設立した独資企業であるB社は、今後、中国においてフランチャイズ事業を展開していくつもりですが、フランチャイジーの管理コストを削減するために、いわゆるサブフランチャイザーを募集し、当該サブフランチャイザーに一定地域のフランチャイズ経営を行わせようと考えています。中国において、そのような方式によるフランチャイズ経営は可能でしょうか。

A1: フランチャイザーは、一定区域内の排他的フランチャイズ経営権をフランチャイジーに与え、当該フランチャイジーはフランチャイズ経営権を他の加盟申込者に再許諾することが法律上認められていますので、B社が、いわゆるサブフランチャイザーを募集する方式でフランチャイズ経営を行うことは可能です。しかし、サブフランチャイジーが、更にフランチャイズ経営権を第三者に再々許諾するといったことは、マルチ商法につながるおそれがあるとして認められない可能性があります。

2005年2月1日施行の「商業フランチャイズ経営管理弁法」(以下「フランチャイズ経営管理弁法」という)第4条は、「フランチャイザーは契約の約定に従い、フランチャイズ経営権をフランチャイジーに直接与え、フランチャイジーは出資してフランチャイズ経営店舗を設立し経営活動を行うが、フランチャイズ経営権を再許諾できないものとするができる。」としてフランチャイズ経営権の再許諾を禁止することができる旨規定している。これは逆に言えば、フランチャイズ経営権が再許諾できることを前提としているといえ、中国においてもサブフランチャイズ方式によるフランチャイズ経営が可能であることを意味している。

そのうえで、同条では更に「一定区域内の排他的フランチャイズ経営権をフランチャイジーに与え、当該フランチャイジーはフランチャイズ経営権を他の加盟申込者に再許諾することができ、当該区域内において自己のフランチャイズ経営店舗を設立することができるものとするもできる。」と規定しており、諸外国でしばしばみられるような、サブフランチャイザーが比較的大きな地

域のフランチャイズ経営を統括する方法によりフランチャイズ経営を行っていくことも可能である。

なお、フランチャイズ経営管理弁法は、サブフランチャイズ契約の場合に、フランチャイザーがサブフランチャイジーに対して直接何らかの責任を負うかどうかについては特に規定しておらず、今後の運用を見ていく必要がある。もっとも、フランチャイザーが、法律上要求されている資格要件を充たしておらず(フランチャイズ経営管理弁法第7条参照)、あるいは特許実施許諾契約・商標使用許諾契約の届出手続を怠った(同法第30条及び第31条参照)等により、サブフランチャイジーに損害を与えた場合は、フランチャイザーが不法行為責任を問われる可能性は考えられる。

また、サブフランチャイジーが更にフランチャイズ経営権を第三者に再々許諾することや、その第三者が更に別の第三者に再々々許諾するといったことまで認められるかどうかについても、フランチャイズ経営管理弁法は明確に規定していないため定かではない。

この点、フランチャイズ経営権の再々許諾等についても、当該再々許諾等の契約内容自体が、商標、経営モデル等の使用の対価としてフランチャイズ料を支払うといったフランチャイズ経営の本質を逸脱するものでなければ、フランチャイズ経営権の再許諾と同じように認められる可能性もある。

一方で、フランチャイズ経営管理弁法第5条は「フランチャイザーはフランチャイズ経営の名目を借りて、不法にマルチ商法に従事してはならない。」としてフランチャイズ経営を利用したマルチ商法を禁止しているが、2005年11月11日から施行されている「マルチ商法禁止条例」第2条によれば、「マルチ商法とは、組織者または運営者がメンバーを増やし、増やされたメンバーに対して当該メンバーが直接的または間接的に増やしたメンバーの数または販売業績を根拠として報酬を計算し給付すること、または増やされたメンバーに一定の費用納付を加入資格取得の条件として要求する等の方式を通じて、不法な利益をむさぼり、経済秩序を乱し、社会の安定に影響を及ぼす行為をいう」とされている。

そして、フランチャイズ経営権を再々許諾、再々々許諾といったように広げていく場合、増加したフランチャイジーの数や販売業績に基づき報酬を計算していると誤解または曲解され、フランチャイズ経営管理弁法第5条が禁止するマルチ商法にあたるとして、認められない可能性も否定できない。

この点については、上記のように、フランチャイズ経営管理弁法等で明確に規定されていないため、今後の商務部の運用・解釈を見ていく必要があるが、上海市外資委に問い合わせたところ、担当者の個人的意見との条件付ではあるが、フランチャイズ経営権の再々許諾等は認められないとの回答を得たので追記しておく。

## 二 監督管理

Q2: 中国においてフランチャイズビジネスを行っていくうえで、行政機関から何らかの監督管理を受けることがあるでしょうか。あるとすれば、どのような形で監督管理を受けることになるのでしょうか。

A2: 中国におけるフランチャイズビジネスに対しては、商務部等の行政機関から、監督管理を受けることになります。この点、フランチャイズ経営管理弁法でも、フランチャイズビジネスの監督管理を商務部に行わせることが明確にされており、具体的には、同法中における国家による監督管理的な規定や、契約内容等本来当事者が自由意思により決定すべき事柄に対する詳細な規制、

さらには、それらの規定に対する解釈を通じて、商務部等の行政機関が監督管理を行うこととなります。

## (1) フランチャイズビジネスの監督管理

フランチャイズ経営管理弁法では、諸外国のフランチャイズ関連法規ではあまり見かけることのない、国家による監督管理を定めた規定が多く見受けられる。

まず、フランチャイズ経営管理弁法第6条は「商務部は、全国のフランチャイズ経営活動に対して監督管理を実施し、各級商務主管部門は、管轄区内のフランチャイズ経営活動に対して監督管理を実施する。」として、商務部がフランチャイズ経営活動を監督管理することについて規定しており、フランチャイズビジネスが行政による監督管理下で行われていくことを明確にしている。

また、フランチャイズ経営の当事者の資格要件を定めた規定(フランチャイズ経営管理弁法第7条及び第8条)に違反した場合及び情報開示義務(同法第17条ないし第20条)に違反した場合について、商務主管部門による是正命令、3万元以下の罰金及び工商行政管理機関による営業許可証の取消が科せられることがあるが(同法第38条及び第39条)、情報開示義務に違反した場合にせいぜい社名公表処置が採られるに過ぎない日本の法制に比べても(中小小売商業振興法第12条第2項)、罰則としては極めて厳格である。

また、諸外国では、フランチャイズ契約当事者の権利義務関係及び契約内容については、契約当事者が自由意思に基づきフランチャイズ契約等で決定していることが多いのに対し、中国の場合、国家の制定する法律で予め詳細に規定している(フランチャイズ経営管理弁法第9条から第13条)。

さらに、フランチャイズ経営管理弁法の第6章では、あえて1章を設けて「監督管理」について規定しているが、各級商務主管部門が、フランチャイザー・フランチャイジーの信用ファイルを構築し、規則違反企業名簿を公表するものとし(第27条)、フランチャイザーに、前年度に締結したフランチャイズ経営契約状況の商務主管部門への届出義務を課す(第29条及び第34条)等、商務主管部門による監督管理を徹底させている。

加えて、諸外国では、通常、フランチャイズを行う企業が自ら組織した業界団体が、自主的に業界規範を制定しているが、中国においては、予め法律で、業界団体の設立を予定し、かつ当該団体に業界規範の制定を義務づけ、しかも、各級商務主管部門が現地の業界団体の業務を指導するものとしている(フランチャイズ経営管理弁法第28条及び第29条)。このように、業界団体及び業界規範の取り扱いの点でも、商務主管部門による監督管理が徹底されているといえる。

## (2) フランチャイズ経営管理弁法の解釈権

また、フランチャイズ経営管理弁法の各規定においては、一律に判断することが難しい不明確・曖昧な内容の規定が随所に見受けられる。

例えば、フランチャイズ経営管理弁法はフランチャイズ契約の中に盛り込むべき内容を規定し(フランチャイズ経営管理弁法第13条参照)、フランチャイズ契約の期間を3年間と規定する(同法第15条)等しているが、これらについては「一般に」そのようにすると規定しているだけで、それに反した契約内容、契約期間とした場合にどのように取り扱われるのかについては全く不明である。

また、フランチャイズ料と保証金及びフランチャイズ経営契約の更新条件については、フランチャイズ経営の当事者双方が、「公平及び合理性の原則」に基づき協議して決定するとされているが(同法第14条及び第15条)、「公平及び合理性の原則」というだけでは判断基準として曖昧であ

る。

他にも、上記のように、フランチャイズ経営当事者の資格要件及び情報開示義務の違反に対しては厳格な罰則が設けられているにもかかわらず、その資格要件及び情報開示義務の規定自体が、必ずしも明確であるとはいえない。例えば、フランチャイズ経営の当事者の資格要件として「フランチャイジーに対し長期的な経営指導及び研修サービスを提供する能力を備えていること」(同法第7条第3号)との条件が挙げられているが、その能力につき誰が、どのように判断するかについては明確ではなく、極めて予測可能性を欠くため、フランチャイズ経営を行おうとする者にとって大きなリスクとなる。

このようなフランチャイズ経営管理弁法中の不明確・曖昧な規定についての解釈は、フランチャイズ経営管理弁法第41条が「本弁法は商務部が解釈を担当する。」としていることから、商務部が解釈していくものと思われるが、これらの解釈を商務部が合理性なく、恣意的に行うとすれば、フランチャイズビジネスを行っていくうえで予測可能性を欠くだけでなく、中国でのフランチャイズビジネス自体が行き詰まることにもなりかねない。中国のフランチャイズビジネスの健全な発展のためには、当局の合理的な解釈基準が早期に確立されることが望まれる。